

《連続講演・シンポジウム》

## 物権と信託

——イギリス法制史と比較法制史——

On Property and Trusts: English and Comparative Legal History

解題 溜箭将之

### 第一部 イギリス法制史：物権と信託

ニール・G・ジョーンズ博士（ケンブリッジ大学）連続講演

立教大学第一講演：単純封土権の成立（溜箭将之／訳）

立教大学第二講演：物的財産の分野におけるエクイティによる介入の  
諸相（高友希子／訳）

法制史学会近畿部会京都講演：信託とは何か——歴史的視点から見た  
ユース、信託、そして信任すること（深尾裕造／訳）

### 第二部 法制史学会・立教大学共催・国際シンポジウム

信託の国際的変容——比較法制史の観点から

1882年インド信託法：歴史と法理論

ステリオス・トファーリス（ケンブリッジ大学）

The Indian Trusts Act 1882: A Historical and Theoretical Annotation

Dr Stelios Tofaris (University of Cambridge)

日本における信託の変容：1922年信託法の起草過程から

溜箭将之（立教大学）

Transformation of Trust Ideas in Japan: Drafting of the Trust Act 1922

Masayuki Tamaruya (Rikkyo University)

## 〔解題〕

イングランドの物権法を理解することは、大陸法を継受したわが国の法律家にとって、しばしば困難を伴う。イングランド信託法も、ドイツの法学者ギールケを引用するまでもなく、大陸法の発想になじんだ法律家には理解が難しいことが多い。歴史的継続性を特徴とするイングランド法を理解するにあたっては、法制史から学ぶことは、迂遠なようで最も近道だといえよう。

「身分から契約へ」という19世紀の大転換を経た今日のわれわれには実感がわきにくいだが、イングランドの物権法は、1066年のノルマン征服以来、長らく王国における身分制と権力構造を媒介してきた。信託法をめぐっても、その起源であるユースが13世紀に形成されて以降、王権と諸侯との力関係を反映するダイナミックな歴史が展開してきた。比喩的にいえば、物権法と信託法はイングランドの国制を構成してきたといえるかもしれない。その意味で、物権法と信託法の歴史をたどることは、イングランド法を淵源とする法体系を理解する上で、欠くことのできない基礎となる。物権法の歴史をたどることは、コモン・ローの歴史をたどることでもあり、信託の歴史をたどることは、イングランドでコモン・ローと並ぶ判例法体系であるエクイティの歴史をたどることにほかならない。

イングランド固有の発展を遂げた物権法と信託法は、18世紀から19世紀にかけての大英帝国の世界進出に伴い、各地に伝播していった。とりわけ信託法は多くの国と地域の法制度に取り込まれ、その過程でイングランドと異なる経済的社会的条件の下、多様な変容を遂げてきた。20世紀の日本における信託の受容も、世界的なイングランド法制史的一幕と位置付けることさえできる。

このように、イングランド法制史、とりわけ物権法と信託法の歴史を学ぶことの重要性につき疑いを容れないとしても、今日の日本において、それは言うは易く、行は難しである。イングランド法制史の研究者であれ、現代英米法の研究者であれ、法制史研究の最先端で緻密な検討を行いつつ、現代英米法の広がり視野を向け続けることは至難の業である。

そうした中で、イギリスのケンブリッジ大学から2人の法制史学者の招聘が実現した。ニール・G・ジョーンズ博士は近代初期イングランドの物権法と信託法研究の第一人者であり、ステリオス・トファーリス博士はインド法制史を専攻する新進気鋭の研究者である。その2人が日本で行った一連の講演を以下に収める。

第一部を構成するのは、ニール・G・ジョーンズ博士による連続講演であ

る<sup>1)</sup>。収録された三つの講演のうち最初の二つは、立教大学主催で行われた招聘講演で、第一講演では土地法、第二講演では信託法について、それぞれ法制史の観点から入門的に解説したものである。もう一つの講演は、京都大学で開催された法制史学会近畿部会で行われた報告で、ジョーンズ博士自身の研究を中心に、イングランドの信託法に関する法制史研究の最先端を紹介したものである。立教での第二講演と京都講演は、いずれも信託を扱っており、異なる聴衆を念頭に置いているため重複部分があるが、講演の全体的に一貫性のためあえて収録してある。

第二部は、法制史学会と立教大学共催による国際シンポジウムにおける、ステリオス・トファァリス博士と溜箭の講演を収録する<sup>2)</sup>。トファァリス博士の講演のテーマである1882年インド信託法典は、わが国で1922年に成立した信託法の立法過程でも参照されたもので、同法典についての本格的な研究は法制史、比較法、信託法いずれの観点からも興味深い。溜箭の講演では、トファァリス博士の講演を受けて日本の1922年信託法の立法過程を扱った。その立法過程では、インド信託法典とともに、1872年に成立したカリフォルニア民法典の信託に関する諸規定が参照された。その意味で、日本の信託法は、信託法理の世界的な歴史展開において、イングランドからインドを経た東廻りルートとアメリカを経た西廻りルートとの結節点にある。近年は、英米法諸国だけでなくそれ以外の諸国における信託への関心も世界的に高まっており、ここに収録する日印信託の歴史的研究は大きな国際的な意義をもつ。こうした考慮か

---

1) 講演は、ジョーンズ博士の体調不良により来日を取りやめとなったため、いずれも翻訳者による報告原稿の代読の形で行われた。しかし、講演内容は、わが国の法学教育・研究にとって大きな意義をもつと思われたため、報告原稿の翻訳を立教法学に掲載することの承諾を依頼した。快く承諾してくださったジョーンズ博士に感謝申し上げたい。

翻訳は、第三講演については法制史学会近畿部会でジョーンズ博士の報告を翻訳代読された深尾裕造教授（関西学院大学）に、第二講演についてはジョーンズ博士の来日に向けて法政・立教共同演習を通じて協力してくださった高友希子教授（法政大学）に引き受けていただいた。お二人の温かい協力に感謝申し上げたい。なお、全体の表現の統一のため、第一講演の翻訳を担当した溜箭が、お二人の了解を得て翻訳稿に加筆修正をさせていただいた。

2) トファァリス博士の来日は科学研究費（基盤研究B）「グローバル社会における法源論の再検討——法学概論の書き換え」（研究代表者小川浩三・課題番号22330006）、同（挑戦的萌芽研究）「コモン・ローとヒンドゥー法の邂逅—ウィリアム・ジョーンズ研究」（研究代表者葛西康徳・課題番号24653001）、同（基盤研究C）「ミクスト・リーガル・システム論による日本法の比較法的再定位——条理、名誉毀損、信託」（研究代表者松本英実・課題番号23530006）の支援により実現した。溜箭の講演も科研費（小川・22330006）の成果の一部である。

ら、またこれが日本の信託法を海外へ発信する足掛かりになることも期待して、第二部の講演はあえて日本語に翻訳せずに収録することにした。

〔溜箭将之〕